

(内閣委員会)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一号) (衆議院送付) 要

旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和四年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定

指定職俸給表等を除く俸給表について、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる。

二、勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合について、年間〇・一月分(指定職職員については年間〇・〇五月分)引き上げる。

三、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一は令和四年四月一日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。